

鳥栖市電子契約システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、鳥栖市電子契約システム導入業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する優先交渉権者を特定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定める。

2. 業務等概要

(1) 目的

本業務の目的は、事業者、鳥栖市の契約事務の効率化、利便性向上、負担低減を図るため、契約事務手続きを電子化させる電子契約システムの導入と、運用開始が円滑に行えるよう、例規改正支援等の導入支援を受けるものである。

(2) 業務名

鳥栖市電子契約システム導入業務

(3) 業務内容

鳥栖市電子契約システム導入業務仕様書のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 提案上限額

1,353,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 鳥栖市に委託業務等又は物品関係において鳥栖市競争入札有資格者名簿に登録されている業者であること。
- (2) 鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続

き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

- (6) 本プロポーザルの参加申込書提出日までの間に電子契約システムを国または地方公共団体に提供した実績がある者であること。
- (7) 電子契約システムで使用する電子署名が、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 7 条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。）第 2 条第 1 項に定める電子署名に該当するものとして回答されていること。
- (8) 事業者が提供するシステムが、J-LIS の LGWAN-ASP サービスリストに掲載されていること。

4. 参加申込書の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

参加に関する主な書類 原本 1 部

- ① 参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 印鑑証明書

(2) 提出期限等

- ① 提出期限：令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時 00 分まで（必着）
- ② 提出場所：「13. 担当部署」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(3) 参加申込に関する質問

参加申込について質問がある場合は、電子メールにて質問書（任意様式）を提出すること。

- ① 提出期限：令和 7 年 7 月 15 日（火）17 時 00 分まで
- ② 提出先：「13. 担当部署」に同じ
- ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は令和 7 年 7 月 18 日（金）を目途に鳥栖市ホームページに掲載する。

5. 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

提案に関する主な書類 原本 1 部、副本 7 部（副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。）

- ① 会社概要
- ② 業務実績調書
- ③ 実施体制調書
- ④ 工程表
- ⑤ 提案内容に関する書類
- ⑥ 費用の見積
- ⑦ 「２．参加資格」の(7)、(8)の登録等がわかる書類

(2) 作成要領

- ① 提案書は、用紙サイズはA４判とし、仕様書及び審査項目に基づき、文章や図形等により専門知識のない者にもわかりやすい表現で簡潔かつ明瞭に記載すること。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和７年７月２５日（金）１７時００分まで（必着）
- ② 提出場所：「１３．担当部署」に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

(4) 提案書に関する質問

提案書について質問がある場合は、電子メールにて質問書（任意様式）を提出すること。

- ① 提出期限：令和７年７月１５日（火）１７時００分まで
- ② 提出先：「１３．担当部署」に同じ
- ③ 回答方法：提出された質問に対する回答は令和７年７月１８日（金）を目途に鳥栖市ホームページに掲載する。

6. 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

審査は、鳥栖市電子契約システム導入業務プロポーザル選定委員会において、「７．審査項目及び配点」で示す審査項目に基づいて評価し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和７年８月４日（月）予定

プレゼンテーションは４０分以内とする。（説明３０分、質疑１０分）

※日程、時間等の詳細は、審査参加者すべてに別途連絡する。

※オンライン（Zoomを予定）での実施を予定

※審査の連絡時に、オンラインの接続確認の日程を連絡する。

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は、審査を受けた全員に対して行うものとする。

通知日：令和7年8月8日（金）予定

7. 審査項目及び配点

プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

No	審査項目	審査基準	配点
1	システムの導入実績	・官公庁でのシステム導入実績を有するか。	5
2	実施体制	・業務遂行における体制を明確にし、円滑に実施するために必要かつ十分な人員を確保されているか。 ・各役割について、専門的な経験者もしくは経歴を有している者が配置されているか。	15
3	システムの機能等	・利用者（職員、事業者）が操作しやすいシステムの構築がなされているか。 ・データの保存期間等、仕様書の要件を満たしているか。	15
4	セキュリティ対策等	・情報漏洩及び不法侵入等の対策はなされているか。 ・システムの運用において、適切なセキュリティ対策が講じられているか。	10
5	導入支援等	・システムの運用にあたり、業務フローの作成や、例規整備等の十分かつ適切なサポートの提案がされているか。 ・利用者に対し説明会、問い合わせ窓口などの必要なサポートが提供される提案となっているか。	25
6	保守管理	・障害等の発生などで、正常に作動しない場合に速やかに解決できるような体制となっているか。 ・継続的に、例規、業務フロー等の専門的なサポートを受けられるか。	10
7	仕様書にない提案	・仕様書にない有用な独自提案等がなされているか。	15
8	導入及び後年度経費	・本業務の見積金額について。 ・後年度の運用経費が適切であるか。	5
	合計		100

8. 日程

項目	日程
公告	令和7年7月9日（水）
質問受付締切	令和7年7月15日（火）
質問回答期限	令和7年7月18日（金）
参加申込書及び提案書等受付締切	令和7年7月25日（金）
審査（プレゼンテーション等）	令和7年8月4日（月）【予定】
審査結果の通知	令和7年8月8日（金）【予定】
契約締結	令和7年8月中旬【予定】
業務開始	令和7年8月中旬【予定】

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過したもの

10. 審査結果の公表

次に掲げる事項を鳥栖市ホームページに公表するものとする。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無や有の場合の名称
- (5) 選定委員会の人数

11. 契約

優先交渉権者特定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めないこととする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として 変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、鳥栖市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841—8511

佐賀県鳥栖市宿町1118番地

鳥栖市 総務部 契約検査課

電 話：0942-85-3547

E-mail: keiyaku@city.tosu.lg.jp